

各社から機能性表示食品の販売が開始されました



機能性表示食品という新しい制度は

生体調節機能について科学的な証拠に基づいた機能性を有する食品を、企業の責任において認める画期的な制度です。生体の機能性に関わるとは、次のようなことを示します。

生体防御機能	アレルギー低減、免疫賦活など
疾病予防と回復機能*	高血圧や糖尿病予防、先天性代謝異常予防など
体調リズムの調節機能	神経系調節、消化機能調節、内分泌系調節など
老化抑制機能*	過酸化脂質生成抑制など

しかし食品は、医薬品ではないので病気の予防*や治療効果*をうたうことは従来通り出来ません。あくまでも生体機能性の調整やサポートに効果があるという限定です。対象食品の範囲は、これまで機能表示が認められることのなかった、一般食品や生鮮食品にまでおよびます。今後の健康長寿社会を目指す一旦として、今年4月1日より制度化され、ついに6月12日に、国内初の新制度製品がキューピーから通販限定で発売されました。同社によると発売初日は「ウェブ経由の注文が通常の10倍程度あった」と言うことです。また6月19日にはファンケルや森下仁丹も発売を開始しています。食品や健康食品を扱う事業者の期待感は、今後ますます高まりそうです。一般消費者の認知度はまだまだ低いようですが、この制度が消費者にとって食品を選ぶときの一助になり、事業者にとっても自社食品を効果的に伝えるチャンスになることは明らかです。消費者庁のホームページに

は、6月19日現在、38の商品が登録され、発売の準備が待たれています。また200以上の商品も消費者庁の登録まちという情報も入っています。

(消費者庁ホームページ 参照: <http://www.caa.go.jp/foods/index23.html#m04>)

新制度により消費者の食品選択の幅が広がり、食品の機能性という側面が正しく知らされることは、私たち消費者にとってもたいへん良い制度だと思われます。

ここで揃い踏みした3種類の機能性食品についてもう一度、簡単に整理しておきましょう。

●特定保健用食品

身体の生理学的機能などに影響を与える保健機能成分を含む食品で、「血圧、血中のコレステロールなどを正常に保つことを助ける」「おなかの調子を整えたりするのに役立つ」など特定の保健の用途に資する旨を表示するもの。販売するためには、製品ごとに食品の有効性や安全性について審査を受け、表示について消費者庁長官の許可を受ける必要がある。許可された食品には、許可マークが付いている。



●栄養機能食品

栄養成分(ビタミン・ミネラルなど)の補給のために利用される食品で、その機能を表示するもの。「カルシウムは、骨や歯の形成に必要な栄養素です」などが具体例。販売するには、消費者庁長官の許可が必要。同食品の基準として、1日当たりの摂取目安量に含まれる当該栄養分量が、定められた上・下限値の範囲内にある必要がある。また、栄養機能表示だけでなく、「食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを」の表記を徹底するなど、注意喚起の表示も必要。同食品に含まれる栄養素は2015年4月現在、ビタミン13種類、ミネラル6種類、脂肪酸1種類が対象となっている。

●機能性表示食品

食品関連事業者の責任において、特定の保健の目的が期待できる(健康の維持および増進に役立つ)という食品の機能性を表示したもの。消費者庁長官の許可を受ける必要はなく、安全性や機能性に関する一定の科学的根拠(エビデンス)を消費者庁に届け出て受理されれば販売できる。また、同食品の科学的根拠は、消費者庁のウェブサイトなどで公開されている。サプリメントやそれ以外の加工食品のほか、生鮮食品にも表示できることが特徴。